

定住自立圏の形成に関する協定書
(素案)

稚内市・浜頓別町

定住自立圏の形成に関する協定書

稚内市（以下「甲」という。）と浜頓別町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実に努めるとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する政策分野において、相互の役割分担と連携の下で、共同し、又は補完し合いながら、行政サービスと民間機能の向上を図るものとする。

（連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む具体的事項は、次に掲げるものとし、その内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務の執行等に係る基本的事項）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務を執行するものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更する場合は、軽微なものを除き、それぞれ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、議決書の写しを添付した書面により、この協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市
稚内市長

乙 枝幸郡浜頓別町中央南1番地
浜頓別町
浜頓別町長

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

| | | |
|------------|------|---|
| 圏域観光の推進 | 取組内容 | 豊かな自然や農水産物等の資源を活用し、食のブランド化や周遊観光ルート、滞在型観光等の研究を行い、既存の連携を拡充し、地域の特色を生かした着地型広域観光の実現により、地域経済への波及効果の拡大を図る。 |
| | 甲の役割 | 圏域全体における観光関連情報を広く共有するとともに、関係団体等と連携し、官民一体となった観光客誘致宣伝を行うための組織化と着地型観光圏の整備に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 乙の区域内における観光関連情報を甲と共有するとともに、関係団体等と連携し、官民一体となった観光客誘致宣伝を行うための組織化と着地型観光圏の整備に取り組む。 |
| 有害鳥獣被害防止対策 | 取組内容 | 自然の生態系を保護するとともに、有害鳥獣の有効活用等を含めた有害鳥獣被害防止対策の連携強化を図る。 |
| | 甲の役割 | 乙とともに鳥獣被害防止対策に係る情報交換及び研究を行い、地域住民や関係者と連携を図りながら、圏域全体における被害の軽減や未然防止に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲とともに鳥獣被害防止対策に係る情報交換及び研究を行い、地域住民や関係者と連携を図りながら、被害の軽減や未然防止に取り組む。 |

2 福祉

| | | |
|----------------|------|---|
| 各種福祉施設のネットワーク化 | 取組内容 | 圏域住民の相互利用と支援体制の整備を進めるとともに、子育てネットワーク強化等に向けた連携を図る。 |
| | 甲の役割 | 圏域内の各種福祉施設の相互利用と子育て支援ネットワークの強化に向けた取組と検討において中心的な役割を担う。 |
| | 乙の役割 | 各種福祉施設の相互利用と子育て支援ネットワークの強化に向けた取組と検討を行う。 |

3 教育・文化

| | | |
|-------------------|------|---|
| 生涯学習機会の充実 | 取組内容 | 歴史資料等の共有・研究を行うとともに、稚内北星学園大学の活用を推進し、地域住民の生涯学習機会の充実を図る。 |
| | 甲の役割 | 圏域内の歴史遺産等の共有・研究に関するネットワークの構築を図るとともに、乙による稚内北星学園大学の活用を推進する。 |
| | 乙の役割 | 歴史遺産等の共有・研究を行うとともに、稚内北星学園大学の活用を推進する。 |
| 外国語指導助手（ALT）の効果拡大 | 取組内容 | 圏域内の外国語指導助手の効果的・効率的な活用を図るため、英語指導のレスンプランの研究や研修等を行う。 |
| | 甲の役割 | ALTのネットワークを構築し、圏域における有効活用を推進する。 |
| | 乙の役割 | ALTのネットワークを構築し、有効に活用する。 |

4 環境

| | | |
|----------|------|---|
| 地域環境圏の構築 | 取組内容 | 地球温暖化防止に向けた環境保全活動について、各種情報や今後に向けてのビジョンを圏域全体で共有し、そのために必要な取組を推進することにより、地域環境圏の構築を図る。 |
| | 甲の役割 | 圏域全体で環境保全活動について協議する場を設け、地域環境圏の構築にあたり中心的な役割を担う。 |
| | 乙の役割 | 甲と各種情報や将来へのビジョンを共有し、それに基づく取組を推進する。 |

5 防災

| | | |
|------------|------|---|
| 圏域内防災体制の整備 | 取組内容 | 災害の発生に備え、防災関係に関する総合応援体制を確立する。 |
| | 甲の役割 | 圏域の防災体制の中心を担い、必要とされる防災応援協定の締結と推進を図るとともに、乙と連携して災害発生時における必要な応援・協力体制を整備する。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して各種関係機関との防災応援協定等を締結するとともに、災害発生時における必要な応援・協力体制を整備する。 |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| | | |
|------------------|------|--|
| 生活路線や交通手段の確保及び強化 | 取組内容 | 圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域内における公共交通手段の確保と強化を推進する。 |
| | 甲の役割 | 圏域全体の状況を見据え、乙と連携して、公共交通の利便性の向上に向けた取組を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して、圏域内における公共交通の利便性の向上に向けた取組を行う。 |

2 道路等の交通インフラの整備

| | | |
|--------------------|------|--|
| 効率的な交通機能のネットワークの形成 | 取組内容 | 圏域住民の利便性や物流機能の向上を図るため、陸・海・空の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。 |
| | 甲の役割 | 国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけを行い、圏域の交通インフラ整備を推進する上で中心的な役割を担う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけを行い、圏域の交通インフラ整備とともに推進する。 |

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成・強化

| | | |
|-------------------------|------|--|
| 地域の人材の有効活用と育成・圏域内交流の活性化 | 取組内容 | 各分野における圏域としての能力向上を見据えた人材育成を推進する。 圏域内における職員研修の充実や住民交流の活性化を図る。 |
| | 甲の役割 | 集合型職員研修、各種講演会、勉強会等に関する情報を乙に提供し、職員や住民が参加できる機会を設け、人材の育成を図るとともに、圏域内の人的交流を深める。 |
| | 乙の役割 | 甲から情報提供のあった研修等に、必要に応じて職員を派遣するとともに、住民や関係団体に参加を働きかける。 自らも企画する研修等に関し情報提供を行い、人材育成と人的交流を深める。 |